

令和2年度  
香川地方労働審議会  
第1回家内労働部会  
会議次第

令和3年1月12日(火)10:00～  
香川労働局第1会議室

1 開 会

2 香川労働局労働基準部長 挨拶

3 議 題

(1) 部会長の選出について

(2) 部会長代理の指名について

(3) 「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」について

(4) 香川県内の手袋・ソックスカバー製造業における家内労働の現状等について

(5) その他

4 閉 会

## 香川地方労働審議会 第1回家内労働部会

### 資料目次

- 1 香川地方労働審議会 家内労働部会委員名簿
- 2 地方労働審議会令
- 3 地方労働審議会令における整理
- 4 香川地方労働審議会運営規程
- 5 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）
- 6 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ
- 7 香川県最低工賃改正経過
- 8 手袋・ソックスカバー製造業最低工賃審議に係る日程
- 9 平成29年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査結果
- 10 香川県内の手袋製造業に係る家内労働実情ヒアリング結果
- 11 第13次最低工賃新設・改正計画の実施について
- 12 手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）  
(平成29年度に実施したもの)
- 13 手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）（案）

## 香川地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

令和元年11月22日現在

区分	ふりがな 氏名	現職	備考
公益代表	あずま けいすけ 東 圭介	公認会計士、税理士、社会保険労務士	臨時委員
	さとう しのぶ 佐藤 忍	香川大学経済学部 教授	委員
	しばた じゅんこ 柴田 潤子	香川大学法学部 教授	臨時委員
家内労働者代表	おおしま みきとし 大島 幹敏	UAゼンセン香川県支部 支部長	臨時委員
	たていし たける 立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	委員
	ふけ りょういち 福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長代行	委員
委託者代表	おおはら まさし 大原 正志	日本手袋工業組合 事務局長	臨時委員
	くぼた しんいち 窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事	委員
	ともくに せいじ 友國 誠二	株式会社トモクニ 代表取締役社長	委員

五十音順

# 地方労働審議会令

平成 13 年 9 月 27 日政令第 320 号

(名称)

## 第 1 条

地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

## 第 2 条

審議会は、委員 18 人で組織する。

- 2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

## 第 3 条

委員は、労働者（家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第 3 項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

## 第 4 条

委員の任期は、2 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

## 第5条

審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

## 第6条

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

## 第7条

家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

- 3 最低工賃専門部会は、その任務が終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

#### 第8条

審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

#### 第9条

審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

#### 第10条

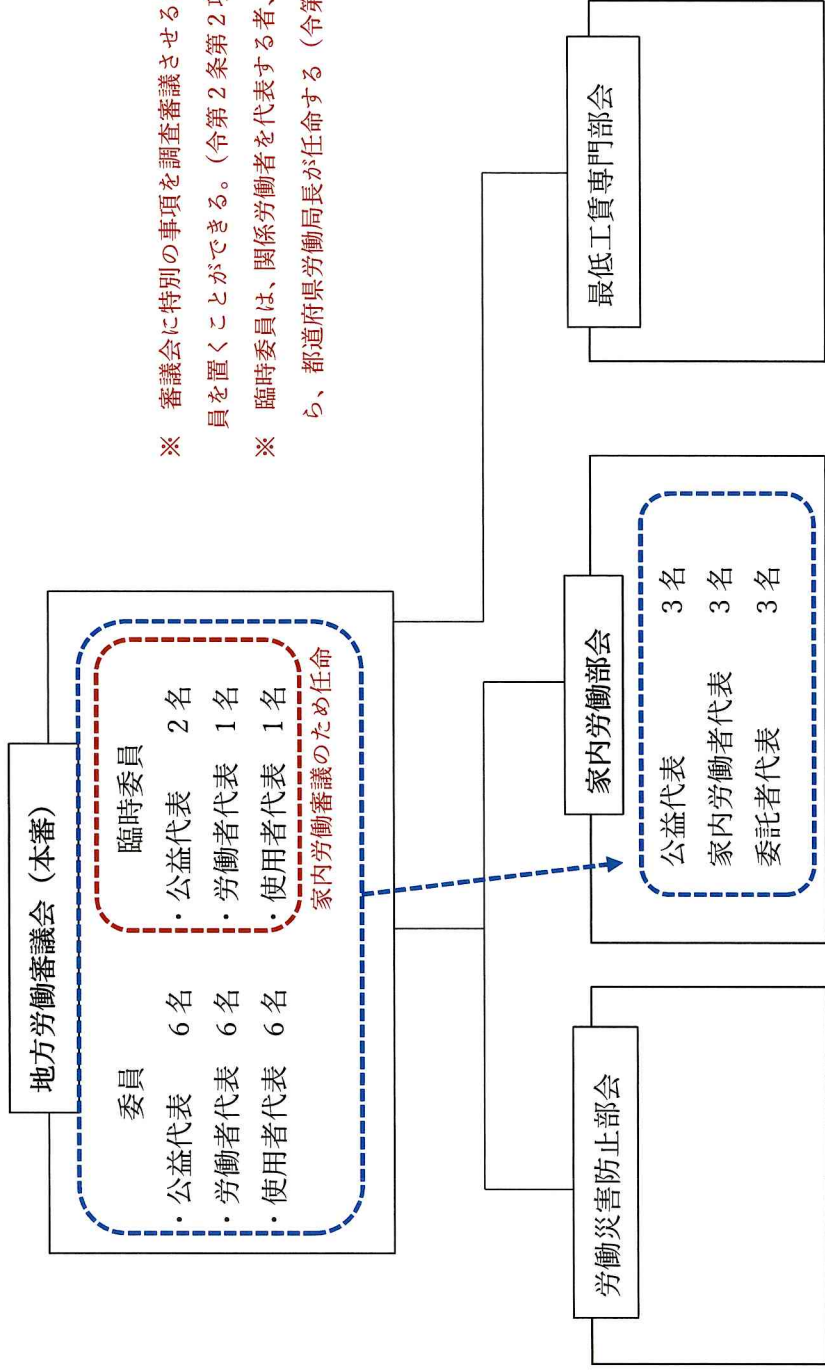
この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

地方労働審議会令（平成 13 年 9 月 27 日政令第 320 号）における整理

資料No.3



※ 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は会長が指名する。（令第6条第2項）

- ※ 審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。（令第2条第2項）
- ※ 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する（令第3条第2項）。

※ 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

※ 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。（令第6条第1,8項）

## 香川地方労働審議会運営規程

第1条 香川地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 香川地方労働審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、香川労働局長（以下「局長」という。）から請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。

4 審議会は、第1項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。



第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条1項から3項まで、及び第3条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付しなければならない。

第9条 審議会はその定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会については、局長から請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があった場合に設置、開催することとする。

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は部会長が臨時委員である部会又は最低工賃部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該審議事項の議決に関する権限を会長に委任した場合、会長の一任をもって審議会の議決とすることができる。

3 最低工賃専門部会が、その任務を終了ののち、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申立がなかった場合にはその時点で当該専門部会を廃止することとする。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表する者及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会に議事運営に関し必要な事項は部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年11月26日から施行する

この規程は、平成17年11月4日から施行する

## 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）

## （規程の目的）

第1条 この規程は香川地方労働審議会（以下「審議会」という。）家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び香川地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## （会議の招集）

第2条 家内労働部会の会議（以下「会議」という。）は部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催請求があったとき部会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## （委員の欠席）

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席出来ないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

## （会議における発言）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 家内労働部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録の作成)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

#### (報告)

第7条 部会長は、家内労働部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会長に報告しなければならない。ただし、部会長が審議会の委員である場

合は、この限りでない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和3年1月12日から施行する。

# 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ 資料No.6

## 香川労働局

「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」を次のとおり改正し、平成21年3月25日から実施することになりましたのでお知らせいたします。委託者は、この最低工賃額以上の工賃を家内労働者に支払わなければなりません。

### 1 適用する範囲

香川県内で手袋製造業又はソックスカバー製造業に係る縫製、仕上げ又は縁飾りの業務に従事する家内労働者及びその家内労働者に委託する委託者。

### 2 最低工賃額

この最低工賃額は、家内労働者が実際に受け取る最低の額です。

最低工賃額は、品目、規格及び工程の区分に応じ次のとおりです。

#### (1) 縫製の業務

品目	規格			最低工賃額	
	素材	形状	作業部位		
織製 縫手 縫袋	婦人用（作業用方式のものを除く。）	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	おも、親指及びはぎ 10双につき <b>665円</b> すそ 10双につき <b>70円</b>	
	紳士用（作業用方式のものを除く。）		おも、親指及びはぎ 10双につき <b>685円</b>		
皮革 手袋	婦人用 （縫いばなしのものに限る。）	皮革	口丸で、かつ、内縫いのもの	おも、親指及びはぎ 10双につき <b>1,500円</b> へり 10双につき <b>465円</b>	
			紳士用 （縫いばなしのものに限る。）	横開き、三本飾り、かつ、片まちのもの	おも、親指及びはぎ 10双につき <b>1,300円</b> へり 10双につき <b>440円</b>
	ゴルフ用手袋			皮革	おも、親指及びはぎ
			合成皮革	10枚につき <b>770円</b>	

備考 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。

2 作業用方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。

#### (2) 縫製手袋の仕上げの業務

品目	規格		工程	最低工賃額
	素材	形状		
繊維縫製手袋 (作業用手袋方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき <b>180円</b>
皮革 手袋	皮革	口丸で、かつ、内縫いのもの	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双につき <b>350円</b>
		横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの		10双につき <b>335円</b>

備考 上記金額には、光熱費を含む。

#### (3) ソックスカバーの手編みによる縁飾り（ゴム付きを含む。）の業務

縁飾りの種類	規格		最低工賃額
	糸の種類	形状	
玉編み	アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	10足につき <b>350円</b>

### ① 家内労働手帳の交付と記入

委託者は、家内労働者に工賃の支払方法等の委託条件を明示した家内労働手帳を交付し、その手帳には、委託する物品の数量、工賃の単価、受領した物品の数量、工賃支払日、支払工賃総額等をその都度記入しなければなりません。

### ② 工賃の支払い

工賃は、納品された日から1月以内(工賃締切日を定めている場合は、その日から1月以内)に現金で全額支払わなければなりません。また、この最低工賃額に満たない工賃しか家内労働者に支払わなかった場合には、罰則を適用されることがあります。

お問い合わせ先 香川労働局賃金室（電話 087-811-8919）			
最寄りの労働基準監督署	高松 087-811-8946	丸亀 0877-22-6244	坂出 0877-46-3196
	観音寺 0875-25-2138	東かがわ 0879-25-3137	

(この最低工賃を、家内労働者に周知して下さい。)

## 香川県最低工賃改正経過

資料№ 7

年度	改正最低工賃	改正年月日
平成10年度	衣服製造業最低工賃	平成11年3月25日
平成11年度	手袋・ソックスカパー製造業最低工賃	平成12年3月25日
平成12年度	衣服製造業最低工賃	平成13年3月25日
平成13年度	なし（実態調査のみ実施）	
平成14年度	手袋・ソックスカパー製造業最低工賃	平成15年3月25日 （工賃変更なし、一部行程削のみ）
平成15年度	衣服製造業最低工賃	据え置き
平成16年度	衣服製造業最低工賃(廃止)	平成17年3月31日
平成17年度	手袋・ソックスカパー製造業最低工賃	平成18年3月25日
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度	手袋・ソックスカパー製造業最低工賃	平成21年3月25日
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度	手袋・ソックスカパー製造業最低工賃	諮問見送り
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度	手袋・ソックスカパー製造業最低工賃	諮問見送り
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度	手袋・ソックスカパー製造業最低工賃	諮問見送り

## 手袋・ソックスカバー製造業最低工賃審議に係る日程

2019年2月	臨時委員の任命
2019年3月7日	平成30年度第2回香川地方労働審議会において部会委員の指名。 同日家内労働部会を開催し、「手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」適用の家内労働の現状、今後の審議内容等について審議する。
2019年度 第3又は4四半期	2019年度第1回香川地方労働審議会において部会委員の指名。 最低工賃の改廃等に係る審議に資するために必要な資料の収集方法・収集項目について審議する（2020年度実施予定の委託者に対する実態調査の内容及び家内労働者の意見を集約する方法等）。
2020年度 第3四半期	労働局において2019年度の審議を踏まえ実態調査等を実施。
2020年度 第4四半期	実施した実態調査等の資料に基づき、最低工賃の改廃等に係る審議を行う。 審議結果を踏まえて、香川地方労働審議会において、改正（廃止）諮問、諮問見送り等を行う。



平成29年度

香川県手袋・ソックスカバー製造業  
家内労働実態調査結果

香川労働局

# 目 次

調査の概要	.....	1
第1表	委託者数・最低工賃適用家内労働者数の推移	2
第2表	品目・規格工程別・年別・平均工賃額の推移	3
第3表	品目・規格工程別・工賃額及び1時間当たり平均作業量等	4
第4表	工賃改定の有無	5
第5表	委託量の変動	5
第6表	家内労働者数の増減	5

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、香川県における手袋・ソックスカパー製造の業務に従事する家内労働者の工賃額等の実態を把握し、「香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃」改正等の審議のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

香川県の全域

### (2) 調査対象

日本標準産業分類

E 1 1 8 4 靴下製造業

E 1 1 8 5 繊維、ニット製手袋製造業

E 1 1 8 9 織物製手袋製造業

E 2 0 5 1 革製手袋製造業

の事業を営む委託者のうち、手袋、ソックスカパー製造にかかる縫製、仕上げ、縁飾りの業務を家内労働者に委託している委託者

## 3 調査対象期間

平成29年9月分について行う。ただし、調査事項の一部については平成21年4月から平成29年9月までを対象とする。

## 4 調査方法

通信調査による。

## 5 調査対象委託者数

61委託者

## 6 調査集計状況

最低工賃適用家内労働者あり : 14業者

最低工賃適用家内労働者なし : 18業者

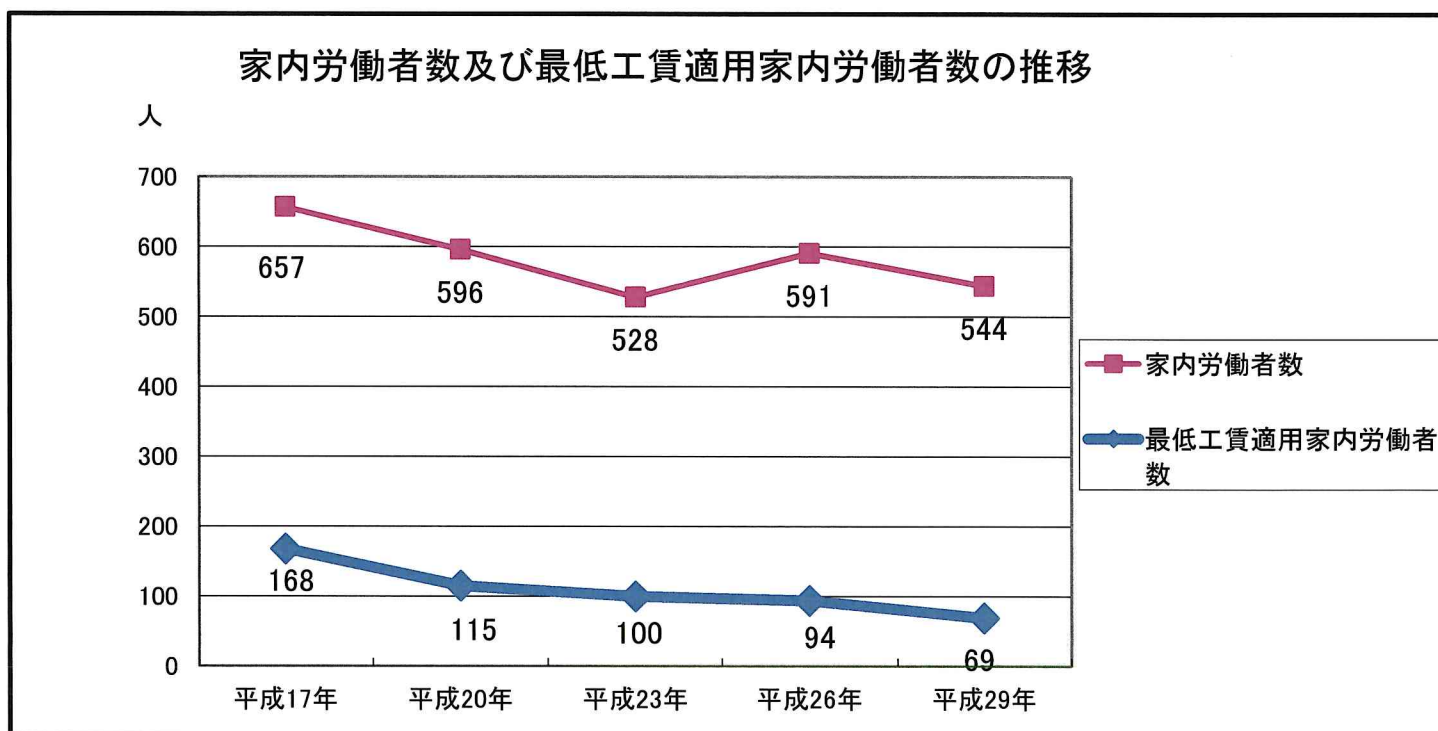
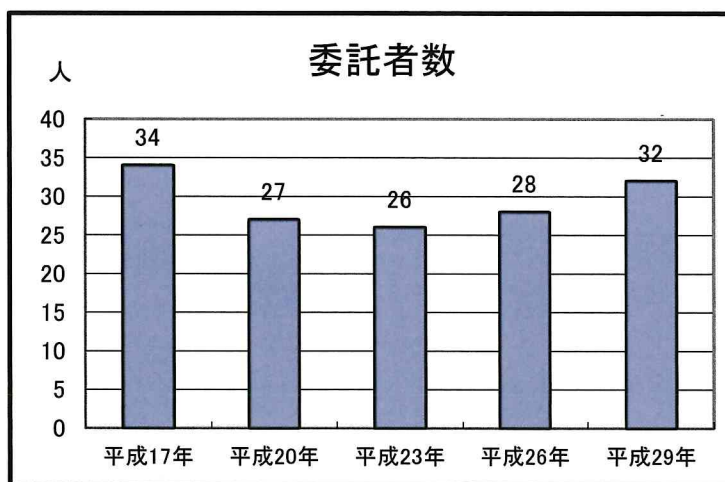
委託なし : 20業者

対象産業外 : 2業者

調査拒否（含む連絡つかず）、廃業、休業 : 7業者

第1表 委託者数・常用労働者数・家内労働者数・最低工賃適用家内労働者数の推移

	委託者数	委託事業場における常用労働者	家内労働者数	最低工賃適用家内労働者数
平成17年	34	609	657	168
平成20年	27	552	596	115
平成23年	26	542	528	100
平成26年	28	580	591	94
平成29年	32	827	544	69



第2表 品目・規格工程別・年別・平均工賃額の推移

△上昇・▼減少

(1) 縫製の業務

品 目	規 格 (作業部位)	平均標準工賃額				変動額
		17年	20年	26年	29年	対20年比
		円	円	円	円	円
繊維縫製手袋 (婦人用)	おも、親指及びはぎ	720	764	684	746	▼18
	す そ	89	84	132	100	△16
繊維縫製手袋 (紳士用)	おも、親指及びはぎ	693	690	668	770	△80
皮革手袋 (婦人用)	おも、親指及びはぎ	1,878	2,080	2,220	3140	△1,060
	へ り	690	890	600	645	▼245
皮革手袋 (紳士用)	おも、親指及びはぎ	2,373	2,367	3,117	3100	△733
	へ り	588	700	500	600	▼100
ゴルフ用手袋	皮 革 おも、親指及びはぎ	1,006	1,017	1,700	1717	△700
	合 成 皮 革 おも、親指及びはぎ	950	925	1,125	1083	△158

(2) 縫製手袋の仕上げの業務

品 目	工 程	平均標準工賃額				変動額
		17年	20年	26年	29年	対20年比
		円	円	円	円	円
繊維縫製手袋	湯のし、ラベル付け、 袋入れ及び箱詰め	249	268	210	276	△8
皮革手袋 (婦人用)	火のし、ラベル付け、 袋入れ及び箱詰め	420	490	465	515	△25
皮革手袋 (紳士用)	火のし、ラベル付け、 袋入れ及び箱詰め	340	480	420	487	△7

(3) ソックスカバーの手編みによる縁飾り(ゴム付けを含む。)の業務

縁飾りの種類	工 程	平均標準工賃額				変動額
		17年	20年	26年	29年	対20年比
		円	円	円	円	円
玉 編 み	編込みが14個で、かつ、1 個につき3回引上げのもの	—	—	—	—	—

第3表 品目・規格工程別・工賃額及び1時間当り標準作業量等

(1) 縫製の業務

品目	規格 (作業部位)	工賃額			現行 工賃額 円	1時間当り 標準作業量	委託者数 (人)	家内 労働者数 (人)	当該作業に 従事する家 内労働者数 (人)
		最高 円 銭	標準 円 銭	最低 円 銭					
繊維縫製手袋(婦人用)	おも、親指及びはぎ	(2,000) 1,251.7	(746) 757.2	(700) 753.1	665	24.2 双	5	53	29
	すそ	(150) 140.0	(100) 100.0	(80) 86.7	70	66.7 双	2	36	3
繊維縫製手袋(紳士用)	おも、親指及びはぎ	(1,500) 1,202.1	(770) 781.1	(710) 781.1	685	28.4 双	3	33	19
皮革手袋(婦人用)	おも、親指及びはぎ	(7,000) 3,346.7	(3,140) 2,913.3	(2,000) 2,620.0	1,500	3.5 双	5	65	15
	へり	(900) 716.7	(645) 596.7	(400) 530.0	465	13.5 双	4	63	6
皮革手袋(紳士用)	おも、親指及びはぎ	(4,000) 3,466.7	(3,100) 2,966.7	(2,400) 2,700.0	1,300	4.0 双	2	38	9
	へり	(800) 650.0	(600) 550.0	(400) 450.0	440	16.5 双	2	38	4
ゴルフ用手袋	皮革おも、親指及びはぎ	(2,250) 1,692.9	(1,717) 1,692.9	(1,100) 1,692.9	825	3.5 枚	3	65	7
	合成皮革おも、親指及びはぎ	(1,250) 1,107.1	(1,083) 1,107.1	(1,000) 1,107.1	770	3.5 枚	3	65	7

(2) 縫製手袋の仕上げの業務

品目	工程	工賃額			現行 工賃額 円	1時間当り 標準作業量	委託者数 (人)	家内 労働者数 (人)	当該作業に 従事する家 内労働者数 (人)
		最高 円 銭	標準 円 銭	最低 円 銭					
繊維縫製手袋	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	(600) 377.3	(276) 284.5	(180) 243.6	180	50.9 双	6	152	11
皮革手袋(婦人用)	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	(600) 484.0	(515) 484.0	(360) 464.0	350	63.0 双	4	67	5
皮革手袋(紳士用)	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	(600) 455.0	(487) 455.0	(360) 430.0	335	66.3 双	3	52	4

(3) ソックスカバーの手編みによる縁飾り(ゴム付けを含む。)の業務

縁飾りの種類	規格 (作業部位)	工賃額			現行 工賃額 円	1時間当り 標準作業量	委託者数 (人)	家内 労働者数 (人)	当該作業に 従事する家 内労働者数 (人)
		最高 円 銭	最低 円 銭	標準 円 銭					
玉編み	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	—	—	—	350	— 足	—	—	—

工賃額最高、最低欄の( )内は、それぞれの最高額、最低額、平均標準額である。  
委託者数、家内労働者数は作業ごとに重複がある。

第4表 工賃改定の有無

工賃改定の有無 (H21年4月以降)	改定した	5 委託者	35.7%	上げた	5 委託者	100%	引き上げ率	19.2%
				下げた	0 委託者	0%	引き下げ率	0%
	改定していない	9 委託者	64.3%					
	合計	14 委託者						

第5表 委託量の変動

平成28年と比較して	増えた	0 委託者	0.0%	増加率	0.0%
	減った	6 委託者	42.9%	減少率	13.2%
	変わらない	8 委託者	57.1%		
	合計	14 委託者			

第6表 家内労働者数の増減

平成28年と比較して	増えた	0 委託者	0.0%	増加数	0 人
	減った	4 委託者	28.6%	減少数	40 人
	変わらない	10 委託者	71.4%		
	合計	14 委託者			

※上記委託者数は、調査対象品目、工程欄の該当がある委託者についてのみカウント

## 香川県内の手袋製造業に係る家内労働実情ヒアリング結果

最低工賃に関する審議のため、平成 29 年度に実施した「香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査結果」（以下「29 年度実態調査結果」という。）において、最低工賃適用家内労働者ありの委託者 14 業者のうち廃業や休止中の業者を除く 12 業者の半数の 6 業社に対して、訪問による実情のヒアリングを行った結果等を取りまとめたもの。

### 1 手袋業界を取り巻く状況について

日本手袋工業組合の資料によると、平成 31 年の組合企業は 66 社で、昭和 45 年の 245 社の 27%まで減少しており、また、平成 31 年度の販売総額は 273 億 9046 万円で、平成 3 年度の 652 億 3238 万円の 42%となっている。

昭和 30 年度に 54.5%であった輸出占有率も、平成 31 年度には 1.1%となり、ほとんどが内需のものとなっている。

### 2 最低工賃適用家内労働者数について

ヒアリング調査を実施した 6 業者の 29 年度実態調査結果における、最低工賃適用家内労働者数は合計 35 人であったが、今回のヒアリング時には 9 人少ない 26 人となっていた（25.7%減）。

### 3 家内労働者の現状について

家内労働者について、委託者を通じて確認を行ったところ、年齢は 60 代後半から 80 代（平均 70 代で 40~50 年の経験）で、年金を受給しており、生活のためというより、健康や生きがい（元気である限り仕事をする。）のために仕事を行っているものであろうとのこと。

縫製などの技術をもった家内労働者は、委託者の廃業による移動はあるものの、家内労働者全体としての増加は見込めないものと思われる。新たに家内労働を行う職人になる人はいないと思うとのことであった。

新たに家内労働を行う人はあまりいないと思うが、ラベルつけなど技術を必要としない仕事であれば頼める人もいるかもしれない。現在の技術をもった家内労働者が辞めてしまうと、その作業をどのような形で行うかについては、各社とも従業員の中で技術者を養成する方針であった。

### 4 家内労働の現状等について

各社とも、仕事量は減ったと説明し、それにより、委託業務も減少したとのこと。

今後とも家内労働は業務量も人も減ると思う。減る理由は、高齢化もあるが、年間を通して仕事がないので、勤めに出るなどで内職をしなくなるのではないかとのこと。

### 5 委託者が家内労働を委託する理由等について



短期間に多くを受注した時のように、業務の繁閑に対応でき、仕事の波を吸収できるためとのこと。また、安い加工費。委託者において物品を持ち込み、取りに行き、働く時間も自由となるため、単価は安くなるものと思うとの意見がある一方で、その人が一定の技能を持っておりその人にしか縫えないためというものもあった。

#### 6 委託者としては、家内労働者が家内労働を行う理由をどのようにとらえているか

高齢の家内労働者の場合、老化による休憩時間の確保や通院など時間的に自由が利くことを便利に思っているのではないかと、理由はいろいろあろうが、これによって生計を立てている人はほとんどいないと思う。これまでの人間関係の中で頼まれて仕方なく嫌々やっている人とか、子育て等のため家にいる必要がある人などではないかとの意見もあった。

#### 7 現行の最低工賃について

最低工賃は、それを下回る工賃を支払った場合には罰則を受けるものであるが、これについては品目、素材、形状、作業部位などが適合するものでなければ適用がないものである。

委託する絶対量が減っている中で、最低工賃を定めた作業を含む作業をより高い金額で委託した場合や、縫製の一部の作業で例えば親指だけの場合や、仕上げの作業であるものの箱詰めや袋詰めを含まない「湯のし」、「火のし」を単独で委託した場合には最低工賃と比較はできない。

現行の最低工賃の一覧表を見ると、共通して取り上げやすい作業について工賃を定めたのではないかとの意見があった。

#### 8 各委託者が工賃を決める根拠について

仕事に対する見積もりを出して、いくら払えるのかを決める。

単価は、今までのデータにより定める。社内の賃金を上げればそれに比例して工賃も上げてきた。

自社ブランドとOEM(他社ブランドの製品を製造すること)では販売価格が異なるが、内職で作業内容がほぼ同じであれば同じ工賃を支払っている。

最盛期と閑散期とは違うし、作業の難易度などを考慮して話し合いで決めている。

仕事が多ければ高くても委託しなければならないし、逆に閑散期であれば仕事がないため安い工賃でも仕事を受けてもらいやすい。

自社工場で作ってみて、手間暇や社員の時給を考慮して決定する。  
などの意見があった。

#### 9 委託者が現在の最低工賃をどのように認識しているか

実態にあっていない。

話し合いの中で、素材等の加工が困難な作業があれば、工賃を高く設定するなど柔軟に対応している。

現在の最低工賃額は安すぎる。作業手袋用位の金額と思うが、かと言ってあまりあ

げられるのも賛成しかねる。

実情に合った工賃を支払わないと仕事を受けてもらえないため、最低工賃がなくても、結果は同じである。

などの意見があった。

#### 10 新たに工賃を設定し直すなど、最低工賃をどのようにすべきか

人によって工賃の単価は変えず、作業そのものによって工賃を決めている会社が多いものと思われる。

縫製など委託業務の難易度は、素材、デザイン、仕様等によって千差万別であり、これは年による流行、取引先のニーズによって変わるが、委託者によっては、OEMなどを受注する取引先が数百社にもなることから、新たに最低工賃を定める基本作業を決めること自体が困難である。昔と比べますます多品種少量生産となっている。

設定するには、工程が様々で決めづらい。

改正の必要性はない。いろんな生地があり、小ロットであるため、設定がしにくい。

最低工賃は設定しにくい。かと言って新しく作るのは困難。現行の最低工賃一覧表の金額を下回ることはないため、なくなっても困らないと思う。

新たに設定することには否定的である。なぜなら、同じ工程のものが、どこの会社にも、しかも、ずっとあるとは考えにくいためである。

何万種もの手袋があるため、作業工程もそれぞれ手袋ごとに異なるため、一律の作業をひとくくりにすることは難しい。

新たな工賃設定のために枠組みを考案すると、細かすぎて多種多様な製品には対応できない。縫い方によっても作業性が異なる。技術を持つ職人は高齢者しかおらず、仕事をお願いしている状況であるため、最低工賃は必要ない。

現在の最低工賃以外の枠組みを決めようとしても、例えば仕上げの業務については、「湯のし」、「火のし」を含まないラベルやシール、フック付け、袋入れ、箱詰めなどを委託しているが、検品があつたりなかったり、またあっても検品の難易で単価が異なり、さらにそれぞれの数や組み合わせによって工賃はまちまちであるため、設定しかねる。

同じ生地で設定しても、例えばのりを効かせた素材など、その都度の事情により、作業性が変わってくるため、工賃の設定も変えざるを得ない。このため最低工賃を新たに定めることは難しい。

などの意見があった。

#### 11 家内労働者へ直接ヒアリングを実施すること等について

本件ヒアリングについては、任意で委託者の協力を得ながら実施したものである。

家内労働者の意見を代表して表明したり、家内労働者が複数の委託者の仕事を受けているか否かの実情を知るため、労働局から直接家内労働者にヒアリングを実施することを打診してみたが、いずれの委託者からも否定的な回答があったため、実施は困難と思われる。

雇均発0328第2号  
平成31年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

### 第13次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成28年3月15日付け雇発0315第6号「第12次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が平成30年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、平成31年度から33年度までの3年間の計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

#### 記

#### 1 最低工賃の改正について

##### (1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として3年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。

##### (2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものと

すること。

### (3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

## 2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

## 3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

令和2年3月3日付雇均在発0303第1号「都道府県労働局における最低工賃に係る実態調査の実施にあたっての留意事項について」によるスケジュール見直し後の計画

第13次最低工賃新設・改正計画(令和元年4月～令和4年3月)

局名	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	最低工賃件数 (R2.3.24現在)	件数 件名	件数 件名	件数 件名	件数 件名	
01 北海道	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服(廃止)	1	
02 青森	3	和服裁縫(廃止)、電気機械器具(改正)	2	男子・婦人既製洋服(改正)	1	
03 岩手	2	電気機械器具(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1	
04 宮城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	
05 秋田	2	男子服・婦人服・子供服(改正)、通信機器用部分品(改正)	2			
06 山形	1	男子・婦人既製洋服(改正)	1			
07 福島	3	外衣・ジャケット(改正)、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	2	構編ニット(改正)	1	
08 茨城	3	電気機械器具(改正)、婦人・子供既製洋服(廃止)	2	男子既製洋服(廃止)	1	
09 栃木	2	電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1	
10 群馬	3	婦人服(改正)、構編ニット(改正)	2	電気機械器具(改正)	1	
11 埼玉	5	電気機械器具(改正)、絹加工品(改正)、革靴(改正)	3	足袋(改正)、縫製(改正)	2	
12 千葉	1			婦人既製洋服(廃止)	1	
13 東京	3	婦人既製洋服(改正)、革靴(改正)	2	電気機械器具(改正)	1	
14 神奈川	3	電気機械器具(改正)、スカート・ハンカチーフ(改正)	2	婦人既製洋服(廃止)	1	
15 新潟	4	作業工具(改正)、洋食器・器物(改正)	2	紙加工品(廃止)	1	
16 富山	3	ファスター加工(改正)、電気機械器具(改正)	2	男子・婦人既製洋服(改正)、構編ニット(改正)	2	
17 石川	0			ニット(廃止)	1	
18 福井	2	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1	
19 山梨	3	婦人服(改正)、電気機械器具(改正)	2	貴金屬製品(改正)	1	
20 長野	2	電気機械器具(改正)	1	外衣・ジャケット(改正)	1	
21 岐阜	3	婦人服(改正)、男子既製洋服(廃止)	2	陶磁器上総付(改正)	1	
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			
23 愛知	1	車両電気配線装置(改正)	1			
24 三重	1			車両電気配線装置(改正)	1	
25 滋賀	1	下着・補整着(廃止)	1			
26 京都	2	丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	
27 大阪	1			男子既製洋服(改正)	1	
28 兵庫	5	釣針(改正)、但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2	
29 奈良	1	靴下(改正)	1			
30 和歌山	0					
31 鳥取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	
32 島根	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、外衣・ジャケット(改正)	2	
33 岡山	1	車両電気配線装置(改正)	1			
34 広島	4	電気機械器具(改正)、既製洋服(改正)	2	和服裁縫(改正)、毛氈・面番(改正)	2	
35 山口	2	男子既製洋服・校服・作業服(改正)	1	男子既製洋服・校服・作業服(改正)、和服裁縫(改正)	1	
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1	手袋・ソックスカバー(改正)	1	
37 香川	1					
38 愛媛	1	タオル(改正又は廃止)	1			
39 高知	2	衛生用紙[R1.6.17 改正諸問見送り]	1	繊維産業(改正)	1	
40 福岡	2	婦人服(改正)、男子服(改正)	2			
41 佐賀	1	婦人既製洋服(改正)	1			
42 長崎	3	和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(改正)、婦人既製洋服(廃止)	2	
43 熊本	3	和服裁縫(改正)	1	縫製(廃止)、電気機械器具(改正)	2	
44 大分	2	衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2			
45 宮崎	3	男子既製洋服(改正)、婦人既製洋服(廃止)	2	内燃機関電装品(改正)	1	
46 鹿児島	1			電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	
47 沖縄	1			縫製(改正)	1	
合計	98		57		40	

(注)各年度の最低工賃の件数は令和2年3月24日現在(第13次最低工賃新設・改正計画見直し時点)のものである。なお、件名の後の( )は、計画策定時点における予定を記載したものである。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行ったものであることに留意されたい。

※R1→R2に変更:赤、R2→R3に変更:青、その他:緑(北海道:R1→R3に変更、山口:R3当初検討予定→中止、愛媛:R3→R2)

## 手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）

香川労働局

事業場名		所在地	電話番号( ) - 担当者名( )			
主要製品名		労働者数 (従業員数)	計	男	女	

**1 家内労働者数について**

(1) 平成29年9月現在で、作業を委託している香川県内の

家内労働者(いわゆる内職者であって、補助者は含まない。)は何人  
いますか。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。) 合計

人
 [
 うち
 {
 男
  人,
 女
  人
 ]

(2) その家内労働者のうち下の2の表の品目・工程欄の作業を1つ  
でも委託している人は何人いますか。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。)

合計  人
 [
 うち
 {
 男
  人,
 女
  人
 ]

**2 下の表の作業を委託している家内労働者について、工賃額・1時間当たりの標準作業量・人数を記入してください。**

**(イ)縫製の業務**

品 目		規 格			工 賃 額			1時間当 たりの標 準作業量	家内労働 者数	
		素 材	形 状	作業部位	単 位	最 低	標 準			最 高
織手 縫製袋	婦人用(作業用 方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイ ロン、アクリル若 しくはポリエステル	口丸で、か つ、色物の もの	おも、親指 及びはぎ	10双こつき	円	円	円	双	人
				すそ	10双こつき	円	円	円	双	人
	紳士用(作業用 方式のものを除く。)	ルからなる混紡 のニット生地	おも、親指 及びはぎ	10双こつき	円	円	円	双	人	
皮 革 手 袋	婦人用(縫いっ ぱなしのものに 限る。)	皮 革	口丸で、か つ、内縫い のもの	おも、親指 及びはぎ	10双こつき	円	円	円	双	人
				へり	10双こつき	円	円	円	双	人
	紳士用(縫いっ ぱなしのものに 限る。)		横開き、三 本飾りで、 かつ、片ま ちのもの	おも、親指 及びはぎ	10双こつき	円	円	円	双	人
				へり	10双こつき	円	円	円	双	人
ゴ ル フ 用 手 袋	皮 革	/		おも、親指 及びはぎ	10枚こつき	円	円	円	枚	人
	合 成 皮 革			10枚こつき	円	円	円	枚	人	

- (注) 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。  
 2 工賃額の「標準」については、最多人数の家内労働者に支払っている額を記入してください。  
 3 作業用方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。  
 4 作業部位「すそ」については、「ルイスミシン」による縫製に限ります。

**(ロ)縫製手袋の仕上げの業務(工程欄のすべてについて委託している者に限ります。ラベル付けのみ委託等の場合は該当しません。)**

品 目	規 格			工 賃 額			1時間当 たりの標 準作業量	家内労働 者数	
	素 材	形 状	工 程	単 位	最 低	標 準			最 高
織手縫製手袋 (作業用手袋方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイ ロン、アクリル若 しくはポリエステル	口丸で、 かつ、色 物のもの	湯のし、ラ ベル付 け、袋入	10双こつき	円	円	円	双	人

		なる混紡のニット生地		れ及び箱詰め						
皮革手袋	婦人用	皮革	口丸で、かつ、色物のもの	火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双こつき	円	円	円	双	人
	紳士用		横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの		10双こつき	円	円	円	双	人

(注) 上記金額には、光熱費を含む。

(ハ)ソックスカバーの手編みによる縁飾り(ゴム付けを含む。)の業務

縁飾りの種類	規格		工賃額				1時間当たりの標準作業量	家内労働者数
	糸の種類	形状	単位	最低	標準	最高		
玉編み	アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	10足こつき	円	円	円	足	人

3 工賃改定について、平成21年4月から29年9月までの工賃改定の有無について該当するものに○をして下さい。また、工賃の改定がある場合については、改定状況を記入して下さい。

工賃改定の有無	品目・作業部位又は工程	品目・作業部位又は工程	品目・作業部位又は工程
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
有・無	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた

品目・作業部位又は工程	品目・作業部位又は工程	品目・作業部位又は工程
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた

品目・作業部位又は工程	品目・作業部位又は工程	品目・作業部位又は工程
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃より <input type="text"/> . <input type="text"/> % 上げた 下げた

4 平成28年9月と平成29年9月の委託量及び家内労働者数について、該当するものに○をして下さい。また、増減がある場合については、その率を記入して下さい。

委託量の増減	増 <input type="text"/> . <input type="text"/> % ・ 減 <input type="text"/> . <input type="text"/> % ・ 変わらず	家内労働者数の増減	増 <input type="text"/> 人 ・ 減 <input type="text"/> 人 ・ 変わらず
--------	--	-----------	--

－ お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。－

# 手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）（案）

香川労働局

事業場名		所在地	電話番号( ) - 担当者名( )			
主要製品名		労働者数 (従業員数)	計	男	女	

## 1 家内労働者数について

(1) 令和3年●月現在で、作業を委託している香川県内の家内労働者

(いわゆる内職者であって、補助者は含まない。)は何人いますか。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。) 合計

人 [ うち 男  人 , 女  人 ]

(2) その家内労働者のうち下の2の表の品目・工程欄の作業を1つでも

委託している人は何人いますか。(1人に複数の業務を委託していても、人数は1人と数えてください。)

★(注) 現行の最低工賃は、同封の「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ」とおりです。この表の業務、品目、規格(素材、形状、作業部位)、工程などの全てが当てはまる工賃に関してご回答ください。

(いない場合は調査対象外です。香川労働局へご連絡ください。)

合計  人 [ うち 男  人 , 女  人 ]

## 2 下の表に完全に当てはまる作業を委託している家内労働者について、工賃額及び該当する家内労働者の人数を記入してください。

御社が委託する業務について、それぞれに該当する工賃額が1種類しかない場合は、Aの欄にその工賃額を記入してください。

もし、工賃額が複数ある場合には、それは次のどれですか。該当する番号に○を記入し、それぞれ必要な箇所へ記入してください。

① 委託する家内労働者では工賃は同じであるが、仕様やデザイン、業務の難易によって工賃額を決めている。

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃を、B欄には平均的な工賃を、C欄には一番安い工賃を記入し、Dには工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。また、下のABCには、それぞれの工賃額を分けた仕様や、デザイン、業務の難易などの内容を記入してください。

A( ), B( ), C( )

② 人によって工賃額を決めている。→(工賃の高い人をAの欄に、平均的な人をBの欄に、一番安い人をCの欄に記入してください。)

③ その他(具体的に記入してください。)

(例 仕様やデザイン、業務の難易によって工賃額を決めているが、業務が同じでも家内労働者によって工賃が違う。)

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃を、B欄には平均的な工賃を、C欄には一番安い工賃を記入し、Dには工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。

「家内労働者数」については、該当する欄ごとの人数を記入してください。

### (イ)縫製の業務

品目	規 格			工 賃 額				家内労働者数		
	素 材	形 状	作業部位	単 位	A	B	C		D	
織手 縫製袋	婦人用(作業用 方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物の	おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人
			すそ	10双こつき	円	円	円	種類	人	
	紳士用(作業用 方式のものを除く。)		おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人	
皮革 手袋	婦人用(縫いっぱなしのものに限る。)	皮	口丸で、かつ、内縫いのもの	おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人
				へり	10双こつき	円	円	円	種類	人
	紳士用(縫いっぱなしのものに限る。)	革	横開き、三本飾りで、かつ、片まもの	おも、親指及びはぎ	10双こつき	円	円	円	種類	人
				へり	10双こつき	円	円	円	種類	人
ゴルフ用手袋	皮革	合成皮革	おも、親指及びはぎ	10枚こつき	円	円	円	種類	人	
				10枚こつき	円	円	円	種類	人	



- (注) 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。  
 2 作業方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。  
 3 作業部位「すそ」については、「ルイスミシン」による縫製に限ります。

御社が委託する業務について、それぞれに該当する工賃額が1種類しかない場合は、Aの欄にその工賃額を記入してください。もし、工賃額が複数ある場合には、それは次のどれですか。該当する番号に○を記入し、それぞれ必要な箇所へ記入してください。

① 委託する家内労働者では工賃は同じであるが、仕様やデザイン、業務の難易によって工賃額を決めている。

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃を、B欄には平均的な工賃を、C欄には一番安い工賃を記入し、Dには工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。また、下のABCには、それぞれの工賃額を分けた仕様や、デザイン、業務の難易などの内容を記入してください。

A( )、B( )、C( )

② 人によって工賃額を決めている。→(工賃の高い人をAの欄に、平均的な人をBの欄に、一番安い人をCの欄に記入してください。)

③ その他(具体的に記入してください。)

(例 仕様やデザイン、業務の難易によって工賃額を決めているが、業務が同じでも家内労働者によって工賃が違う。)

下の表の工賃額のA欄には一番高い工賃を、B欄には平均的な工賃を、C欄には一番安い工賃を記入し、Dには工賃額の種類がいくつあるかを記入してください。

「家内労働者数」については、該当する欄ごとの人数を記入してください。

(口)縫製手袋の仕上げの業務(工程欄のすべてについて委託している者に限ります。ラベル付けのみ委託等の場合は該当しません。)

品目	規格			工賃額				家内労働者数	
	素材	形状	工程	単位	A	B	C		D
繊維縫製手袋 (作業用手袋方式のものを除く。)	毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地	口丸で、かつ、色物のもの	湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め	10双こつき	円	円	円	種類	人
皮革手袋	皮	革	口丸で、かつ、色物のもの	10双こつき	円	円	円	種類	人
			横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの	10双こつき	円	円	円	種類	人

(注) 上記金額には、光熱費を含む。

記載要領は、上記の(イ)、(ロ)と同様です。

(ハ)ソックスカバーの手編みによる縁飾り(ゴム付けを含む。)の業務

縁飾りの種類	規格		工賃額				家内労働者数	
	糸の種類	形状	単位	A	B	C		D
玉編み	アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸	編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの	10足につき	円	円	円	種類	人

3 平成●年●月と令和3年11月とを比較して、上記に該当する業務の委託量及び家内労働者数について、該当するものに○をして下さい。また、増減がある場合については、その率を記入して下さい。

委託量の増減	増 <input type="text"/> . <input type="text"/> % ・ 減 <input type="text"/> . <input type="text"/> % ・ 変わらず	家内労働者数の増減	増 <input type="text"/> 人 ・ 減 <input type="text"/> 人 ・ 変わらず
--------	--	-----------	--